

三 就業中ノ衣類洗濯設備、 賃金控除、 (以下略)

右二項ヲ承認ス

四 労働条件ノ改善ニ関スル事項

五 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

六 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

七 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

八 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

九 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十一 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十二 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十三 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十四 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十五 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十六 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十七 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十八 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

十九 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

二十 任意解雇ノ条件ニ関スル事項

6.6.18
2607

昭和六年六月十二日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏
社会局長 官 殿

労働条件ニ関スル事項

労働条件ニ関スル事項
関係労働組合 全日本労働

要旨 同會社労働者ノ労働条件改善ニ関スル事項

標記工場ニ労働爭議發生セルノ状況及左記ノ通

一 發生ノ場所 府下豊戸町四丁目二六八番地